

# 定期報告の対象建築物

H18年4月1日施行

用途	対象規模 (用途にかかわる範囲)		建築物調査報告						建築設備検査報告	
			報告の時期(○印が該当年度)						報告の時期	
			H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年		
学校・学校施設の体育館	2,000㎡を超えるもの 又は地上3階以上のもの								対象外	
ボーリング場・スケート場・水泳場 スポーツ練習場・体育館(学校体育館除く)	2,000㎡を超えるもの									
博物館・美術館・図書館					(22)			(25)		
事務所その他これに類するもの	地上5階以上に用途があり かつ3,000㎡を超えるもの								毎年1回	
公会堂・集会場										
劇場・映画館・演芸場 観覧場(屋外観覧場は除く)										
ホテル・旅館										
児童福祉施設等 (要援護者の入所施設があるもの)	300㎡を超えるもの									
病院										
診療所(入院施設があるもの)										
百貨店・マーケット 展示場・物販店舗	1,000㎡を 超えるもの	混合用途 (1,000㎡を 超えるもの 又は地上3 階以上に用 途があり、 かつ500㎡ を超えるもの)								
キャバレー・カフェー・バー ナイトクラブ・ダンスホール 遊技場・待合・料理店	又は地上3 階以上に用 途があり、 かつ500㎡ を超えるもの					(23)				(26)
飲食店										
公衆浴場	500㎡を超 えるもの									
寄宿舍(独身寮)	地上3階以上に用途があり、 かつ1,000㎡を超えるもの									
共同住宅 (部屋は対象外)	又は 地上5階以上に用途があり、 かつ500㎡を超えるもの		(21)					(24)	非常用エレベーターが設置 されているもの(堺市・池田 市は全ての共同住宅で対象外)	